

大阪府イノシシ保護管理計画の策定について

1. 計画策定の目的及び背景

近年、イノシシの生息数、生息域が拡大し、農林業被害が増加してきた。大阪府では、有害鳥獣捕獲の実施や被害防除柵の設置等による被害対策に努めてきたところであるが、被害は高い水準で推移しており、より効果的な対策が求められている。

このことから、科学的知見を踏まえ、狩猟や有害鳥獣捕獲、被害防除対策による農業被害の軽減などにより、人とイノシシの共存を図るため、イノシシ保護管理計画を策定し総合的なイノシシ対策を講じる。

2. 保護管理すべき鳥獣の種類

イノシシ（イノブタを含む）

3. 計画の期間

平成19年4月1日から平成24年3月31日までの5年間

4. 保護管理が行われるべき区域

能勢町、豊能町、箕面市、池田市、茨木市、高槻市、島本町、枚方市、交野市、四條畷市、大東市、東大阪市、八尾市、柏原市、富田林市、羽曳野市、河内長野市、太子町、河南町、千早赤阪村、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、熊取町、泉南市、阪南市、岬町の28市町村（要監視地域：吹田市、大阪狭山市、堺市）

5. 特定鳥獣の生息の現状

- ・イノシシは淀川を境として北部地域と中・南部地域に分かれて広く分布しているため、地域個体群を2地域に区分して保護管理する。
- ・捕獲頭数は年々増加、平成17年度は有害鳥獣捕獲と狩猟による捕獲を併せ1,555頭を捕獲。
- ・農林業被害は平成12年をピークに減少しているが依然大きな被害が生じており、平成17年には被害面積550ha、被害金額約43,000千円に及んでいる。
- ・被害の大部分は農業被害が占めている。

6. 保護管理の目標

- ・農林業被害（面積及び被害金額）の減少（農林業被害額を半減（2千万円以下に減少）させる）
- ・管理地域区分を淀川を境とする北部と中・南部の2つに設定し目標管理する。

7. 数の調整に関する事項

有害鳥獣捕獲と狩猟により、地域個体群の管理を行う。計画期間内のイノシシの狩猟期間を1ヶ月延長し、11月15日から翌年3月15日までとする。

捕獲目標頭数は、前年度の捕獲頭数と被害状況を勘案し、毎年度目安として設定する。

8. 生息地の保護及び整備に関する事項

未収穫作物や廃棄作物の撤去、山際の刈り払い、耕作放棄地等の整備など、イノシシを里に寄せつけない環境づくりを推進する。

9. その他保護管理のために必要な事項

- ・被害防除対策
農林業被害の防止を図るために、被害対策施設（柵、囲い等）の整備による防除対策を進める。
- ・モニタリング
イノシシによる被害の状況、捕獲状況、被害意識等についてモニタリングし、生息密度推定の基礎資料とするとともに、保護管理計画の進捗状況を点検し、計画にフィードバックさせる。